

旅客船バリアフリーガイドラインの概要

ガイドライン前編

代表的なものを抽出した。なお、下線部は旧「旅客船バリアフリー設計～マニュアル」等からの修正箇所を示したものの。

- 旅客船におけるバリアフリーの必要性
- 旅客船バリアフリー施設整備の基本的考え方
- 旅客船のバリアフリー化の配慮事項
- バリアフリー基準の基本的考え方
- バリアフリー経路の基本的考え方
- 考え方の補足
- 基本となる寸法
- ガイドライン本編の見方
- 基準全文

ガイドライン本編

1. 乗降経路に関するガイドライン

- 高齢者、障害者等が、旅客船ターミナル等から旅客船内へのアプローチをスムーズに行うことができるよう、連続性のある移動動線の確保につとめる。
- 甲板室出入口からバリアフリー客席及び車いすスペースまでの通路をバリアフリー化する。
- 車両区域出入口からバリアフリー客席及び車いすスペースまでの通路をバリアフリー化する。
- 船舶の安全を確保した適切な手段により、水密コーミングなどの段差は解消する。
- スロープ板が長く、また、傾斜角が急となる場合には、車いすの脱輪を防止するよう左右に立ち上がりを設置する。

2. 船内旅客用設備の利用円滑化に関するガイドライン

- バリアフリー客席及び車いすスペースから船内旅客用設備（便所、食堂、売店等）までの通路をバリアフリー化する。
- 便所を設置する場合はバリアフリー化された便所とする。
- 便所に設置する便器洗浄ボタン等は安全かつ容易に利用できるよう配慮する。
- 食堂及び売店はバリアフリー化し、意思疎通図るための設備（筆談用具等）を設置する。

3. 通路部分のガイドライン

- 戸のガイド等の段差は、極力小さくする。
- 通路等には、船舶のゆれなどで転倒などしないように、手すりを設け、手すりの点字には、その内容を墨字で併記する。
- エレベーターロビー付近には下り階段・下り段差を設けない。

4. 客席等配置のガイドライン

- 定員100人ごとに1以上の割合で車いすスペースを設ける。
- 緊急時の避難・脱出の容易性を勘案し、バリアフリー客席は、船内の上下移動をせず船外に脱出することができるような配置とするとともに、高齢者、障害者等が容易に移動できるよう脱出経路をバリアフリー化するなど配慮する。

5. 情報提供に関するガイドライン

- 色覚障害者に配慮した色の選択肢を例示。
- エレベーター、階段、便所、食堂その他の主要な施設の付近には、これらの設備があることを表示する標識（JIS Z 8210）を設ける。

6. その他

- シューターによる円滑な脱出を支援するために、肢体不自由者の移動を支援する設備等を設置する。

ガイドライン後編

- 事例集
- 参考資料
- バリアフリー法及び関係法令(抄)
- 設計サンプル